

令和 8 年 3 月 2 5 日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

記

(対象事業者)

伊丹産業株式会社	法人番号：5140001077993
イワタニ近畿株式会社	法人番号：4120001163598
株式会社ミツウロコヴェッセル関西	法人番号：8120101000747
株式会社田邊商会	法人番号：1120101037102
大和ガス住宅設備株式会社	法人番号：2150001013752
帝燃産業株式会社	法人番号：9120901009747
高橋商事株式会社	法人番号：2130001036788
松倉商事株式会社	法人番号：1150001013431
日米ユナイテッド株式会社	法人番号：3120001049022
株式会社エネアーク関西	法人番号：5120001118733
株式会社深田ガスサービス	法人番号：9120001156572
藤本産業株式会社	法人番号：8122001015899

(別 紙)

公 印 省 略
20260317近畿第3号
令和8年3月24日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和8年3月16日付け20260313近畿第32号により貴職から
当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の
認可については、認可することに異存はありません。